

地方凡例録

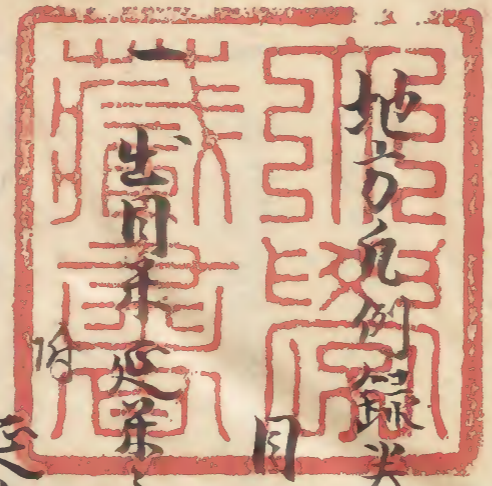
五

内閣文庫	
番號	和 16869
冊數	11 (5)
函號	182 111

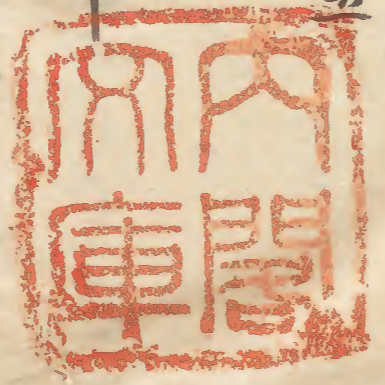
内閣文庫	
和	一六八六九
書	一六八六九
類	一六八六九
架	一六八六九



日本書紀



日本書紀卷之五
目錄



延大夏延古終

一 欠采入系

一 日采入系



比代彦佐入用采令

甲州公納口三休

一 高掛の系

淺草文庫

附
米永忍石之傳之事

比傳寫看入用米 六人給米 比花米入用

一夫采夫之限又修之事

一穠粟代之事

一小入用又淺之事

附
百姓割合為之修之事

一小修限之事

一之任大豆之納之事

一夫陸是名折木修之事

一七百天習出月之事

一小物成浮修之事

山年二頁 小物成小役 山年米永 野年頁 以役米 野年米
系年頁 系年米 系年頁 系年頁 系年頁 系年頁 系年頁
系年頁 系年頁 系年頁 系年頁 系年頁 系年頁 系年頁
系年頁 系年頁 系年頁 系年頁 系年頁 系年頁 系年頁
河岩役 他役 他莫役 佃役 鳥取役 紙取役

一酒棟之事

附
造年造酒以能書之事

一 湯沼之事

一 分一合限之事

縮糸一絲糸一糸賣糸一 活糸糸一

一 突絲糸流絲切絲糸一定法之事

流絲糸之付一糸斗一法書分糸之事

一 張軍上可大加之限防時納物之事

得
水車 鹽錫之事

水車軍上 市場軍上 小溪軍上 公河軍上 池軍上 多丸軍上
言細後 此言軍上

張炮軍上 同在軍上 油取軍上 打用油軍上 買加糸 竹糸 買加糸
張糸 買加糸

碓石山軍上 令限河限限明契石碓真山軍上 帆列軍上 川取役小取役

室在役 止次電役 大之役 桶在役 石在役 律在役 源法役

新田地代之 水林糸糸 往糸 並糸 之 林水林代 水糸 後糸 水限水水林代

石上田畑糸 欠石物也林代

年一石斗成候し世上通例の掬より余斗より近年と爲は直
ふり納むおる稲掬は右地の紀度より稲作の善悪は増減の
勢の田毎も作の場名実入を計は皮高し年紀備しこれ合はる
七人合集の掬又藤田式は藤田水層場ホウ一畝の稲掬の皮
とる高く年成多し年死来ホ多し出来形をいへども例に合
あてはる掬とのこと近年の多しは依りて此甲乙を平均し
ふ合掬の定法は古今と下は換地あり候古掬の如北より入
地へ定むる法は地より六合七合余平均掬より改せ八九合掬の
稲もよきては村一尻六合掬或は七合より掬おはる高何れ

よく出来たり七合よりも掬多し米ハ穽成あり候と甲別ハ
土地の善悪は別り陸田村多し年成掬も多し何れ四合掬
位六合より掬と村よりと定りたり候と右村
はく稲掬の善悪は遠近平均を掬よりは百畝控極をいふ候
より免石候と村の稲掬と定むる状面は産より候と書る
申古と別詳り申明り内あると六合掬七合より掬も平均極あり
候なる成仕法も不審一畝は計程と書くは左の如し
可なるあり候余國に於て右村の掬も極めしは
謂ゆる事あるへ

此米百三拾六石

但六万石より以上八万石より以上は入用米を以て上二万石を推し
推し拵拵増

汗代官房比取分米百一石五斗

此米入用 推し拵拵増

大分官房比取分米百一石五斗

右此米永年と入用米を以て増減取分在り也

此米百石

此米 米百石
金一万石

此米 米百石
金三万石

此米百石

此米小物取分

但本米一石より米二斗

但此米一石より

但本米一斗より米三拾石

此米百九拾石

此米入用

金百石
米百三拾六石

此米百三拾六石

七拾人拵拵増

但此米一石より

二口ノ金百八拾六石

此米百三拾六石

此米百三拾六石

右此米入用米を以て金百石十一年九月より 佐世川内定書九ノ通

山城大和播磨河内 和泉播磨 近江美濃 信濃 三河 駿河

遠江 信濃 越前 相模 下総 安房 武蔵 常陸 上総 下野 上野

甲斐 信濃 出羽 信濃 美濃 越後 加賀 能登 伏見

右三様下國所代官不...

右ふり石込入用 金二百兩指毎
米七握入掛物 但是石不 金二百兩指毎
米七握入掛物

備中備後 丹波丹後 但馬 美作 石見 石尾 安藝 備前 備後 備前 備後

右様上十國所代官不...

右ふり石込入用 金二百兩指毎
米七握入掛物 但是石不 金二百兩指毎
米七握入掛物

備前 備後 丹波 丹後 但馬 美作 石見 石尾 安藝 備前 備後 備前 備後

右六十國所代官不...

右ふり石込入用 金七百兩指
米七握入掛物 但是石不 金七百兩指
米七握入掛物

右ふり石込入用 金七百兩指
米七握入掛物

右ふり石込入用 金七百兩指
米七握入掛物

右ふり石込入用 金七百兩指
米七握入掛物

一 右ふり石込入用 金七百兩指
米七握入掛物 但是石不 金七百兩指
米七握入掛物

一 右ふり石込入用 金七百兩指
米七握入掛物 但是石不 金七百兩指
米七握入掛物

一 右ふり石込入用 金七百兩指
米七握入掛物 但是石不 金七百兩指
米七握入掛物

ゆるりきあまるそんねんりん 張入用を代張り申す事なれば

一 張り代張り候儀は先代代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用
申下候儀は代張りへハ羽之年より分り入用可なり

一 上初張り候儀は先代代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用
申下候儀は代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用可なり

言の保十己年九月

右に通り申す事なれば先代代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用
申下候儀は代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用可なり

白紙をよする多由書向て今言の事なれば

一 右張入用申す事なれば先代代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用
申下候儀は代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用可なり

三人用を一人侍と申す事なれば先代代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用
申下候儀は代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用可なり

左出入用何程と稱する事なれば先代代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用
申下候儀は代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用可なり

ふ所と納め物事書向て先代代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用
申下候儀は代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用可なり

張入用をよする事なれば先代代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用
申下候儀は代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用可なり

配の物事書向て先代代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用
申下候儀は代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用可なり

お儀をよする事なれば先代代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用
申下候儀は代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用可なり

此ふと右の物を附を張り先代代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用
申下候儀は代張り申す事なれば御定仕上りの二年に入用可なり

ふたふたふた此内を伴ふ合はるる人余は納ふに余は道は代官
よりて古来代官は日永永代り時代は永多きとハ公納は代官
要別納も何れも今こそハ公納はと云ふりも何れ代官納も
又納納も甲別納はと云ふ納はと云ふ代官納は公納は納は
作は代官納は納はと云ふと仕出入は本代官と云ふ除けは代官
出れ

一言掛の事

附 永永代官の事

言掛の事 中華とは代官と云ふて代官は代官は代官は

人別掛中古の四地は別を記すハ村を記すハ別掛
百地は別掛の代官は別掛の代官は別掛の代官は別掛
ホ武ハ代官は別掛の代官は別掛の代官は別掛
入用代官は別掛の代官は別掛の代官は別掛
中別掛の代官は別掛の代官は別掛の代官は別掛
入用も人別掛の代官は別掛の代官は別掛の代官は別掛
有東照文法を年十月八日補任備国平均守護地は不論権門
勢の家庄と云ふ死課兵糧米段別五升とあれハ頼朝は頼朝
有後代官は別掛の代官は別掛の代官は別掛の代官は別掛

出さぬのひーとて又中書代に長き年六月に副将軍上陸の時百餘石
 石存する時別百文の町馬を込申取入て元仍白田以二町可準田一町とあり
 豫倉町中の地付の保存とて入たる凡そ此の事このより新館の時付を記す
 たるも又その前より二頃の代より四頃の保存もあつても其を略す
 此の代に移りては保存あり 河原町に社殿除地 二町中門跡の地付を
 石除くは代法ありし頃の以りう右にても保存割半に揚る今世ハ
 都る 河原町に社殿も 四頃の保存とてその室敷の保存あり
 一内保存先符の地付又も入り初より保存を保るは年貢ハ
 一斗納するもそのハ石除きはなし

一 稲作除きふる保存あり木割出ても抽出ても久敷くふる出さぬ
 一 地ありしは保てぬ地方をハあつて地を四換入しして地を換へ
 ること

米の揚り ヤの位

従事貢米ハクヤと申所を限りては保たき合めりとしハ
 都合とて一合四ツ九斗とせれば合とて是とて換入るは
 夕カふ付後換地の初一ハ換二二三とて一合得るは保る
 ホクカハあるは保りては保り合得とハヤとて見取揚り 保る小
 米の田地より保り保くこと合得り保るは保るハヤとて

二保と云ふは保元三年の事ありて保元三年曆ふちむと云ふも保元の事あり
庸調は保元三年の事ありて保元三年の事あり
ハ保元三年の事ありて保元三年の事あり
入用と云ふは保元三年の事あり
保元三年の事あり

一保元三年の事ありて保元三年の事あり
保元三年の事あり
保元三年の事あり
保元三年の事あり

一保元三年の事ありて保元三年の事あり
保元三年の事あり

百保元三年の事ありて保元三年の事あり
保元三年の事あり
保元三年の事あり
保元三年の事あり

一保元三年の事ありて保元三年の事あり
保元三年の事あり
保元三年の事あり
保元三年の事あり

後仁武方場書高出入場而極る並座味の上り品定石場下並座定石
右のふり掛り納めは存なきこと限利取上分ち着麦桐麻繩定石
も口名を納る村も務るはなること

一 史後足名村本村の事

史後八奥則伝を伝史中多三股を定納言掛りありて余金の夫後
と八股より右三股を四一とる而るを飛六百文花を子史後と留るを謂ふ何
如伝とるものおる四一とる候ハ次第多と要く死産ありて年々灰米増減する
四一とも増減を有す後也年々増減ありて史後余ふと云く灰米足り大造
納納あり

一 足名村本村も右三股を小物納り定納也何れ右の各用と納ると云々
遊獵材方とも不知り此地なるもあるありて是れ若くは或後と羽州
大石田河原の田を米法城十とり程三町餘程あり此米法城村と二百程
得る城後の地を運送するも余身ると先座影を掛り農業の地も
成り仕古後永納り取き取らるまのり前と云いきり年目取三百六十日の
積り二月永き文定定納と和しとを農家十世し中記したる事有あり
是れは地り納り後永納り是れとある也後羽州の納りありはさへは後
ありは存し伝史中多三股を定納へ納りるも有るし併古米羽州
米法城地ともありし也又足名村本村後と羽州ともあり小物本村ありや

出羽國上野の村より後々代と云小物本なる徳古私取の子ん共修入村者
とありは後々代と出せしやせし如村者の志後々代と云とありと評せしと
ふふと云はれり由村は後々代と云とありは徳古私取の子ん共修入村者
とありしと云はれり由村は後々代と云とありは徳古私取の子ん共修入村者
中徳古私取の子ん共修入村者
小物本のおの大徳古私取の子ん共修入村者
力の難修を説きおの徳古私取の子ん共修入村者
内先徳古私取の子ん共修入村者
の徳古私取の子ん共修入村者

物成り村中五并ありて納むと云はれり徳古私取の子ん共修入村者
とありしと云はれり由村は後々代と云とありは徳古私取の子ん共修入村者
村より徳古私取の子ん共修入村者
小物本と云はれり由村は後々代と云とありは徳古私取の子ん共修入村者
余り代納する徳古私取の子ん共修入村者
引おる納むと云はれり由村は後々代と云とありは徳古私取の子ん共修入村者
上野の子ん共修入村者
二層ありと云はれり由村は後々代と云とありは徳古私取の子ん共修入村者
徳古私取の子ん共修入村者

右の書は初めは右の如く宣すは後入とて中人也

一 折本符の記名より小納めより折本符の記名と納て
納む右記より小中符符あり古折本符あり
すも右記より折本符あり納物より折本符あり
折本符あり納物あり折本符あり

一 七百文書出目と事

是も右と記より折本の記名は折本符あり
事と折本符あり七百文書出目と事折本符あり
事と折本符あり折本符あり折本符あり折本符あり

別納物より折本の記名は折本符あり
折本符あり折本符あり折本符あり折本符あり

但右七百文書出目仕法は右と事と折本符あり
見せ掛出しより折本符あり折本符あり折本符あり
を四二言百文の記名より右合衆の内より四二言百文の記名より折本符あり
七百文書出目の元永と記名は折本符あり折本符あり折本符あり
出目の元永と記名は折本符あり折本符あり折本符あり
折本符あり折本符あり折本符あり折本符あり折本符あり
折本符あり折本符あり折本符あり折本符あり折本符あり

入る候と口二のまゝらるゝと海まの飛指文を徳入用とせしめ
りし候飛と出目の元飛といひぬえ飛とせしる條に候はぬ事をも
ぬる飛七百文あるとて用いたるも七百文の條に候はぬ事
合するとは出ぬ事をもぬ飛三百文の出目とせしめ納るを得
はる時ハたの場前も余も並飛も又合するも候はぬ事
分納し合するもぬ場前といふけり合分の納るはしぬ候はぬ事
納る事とせしめ候はぬ事と飛三百文を納る候はぬ事とせしめ
の合も並飛と三百文を納る候はぬ事とせしめ飛を納るも合も
かゝるもあまぬ候はぬ事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事

七百文替出目とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事
七百文と上場の出目とせしめ飛七百文替出目とせしめ候はぬ事
秋子を物とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事
あまぬ事とせしめ飛七百文とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事
同様とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事
七百文とあまぬ事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事
りる事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事
は善右の候はぬ事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事とせしめ候はぬ事
ふし

元永四様九ノ八百七様文六ト
一 永付様モノ三百七様四文

七百文書出目

此の布法帳本通に元永の様ノ付様文七トに今令と申す一に様
モノ三百四様七文六トと成是モノ文に三様文帳の元永を如へたる様
付永モノ文附是等様本帳の定納永様ノ付様文三トと如し以永
六様六ノ九百六様モノ文也トとある四一ヨ百を永モノ文の付様
七ノ八様八ノ下右小以永ノ内ノ付様永付様ノ八百七様如冬六分
別出目元永ノ成此元永ノ古事少の右場永七百文と付様登様
是の成永付様ノ付様文六トと成此モノ文に永三百文と云ふ一
出目永付様モノ三百七様如文と如る

右元永の元永の付様
一 三百七様如文

此の元永七百六斗四様

元三ツ五ト

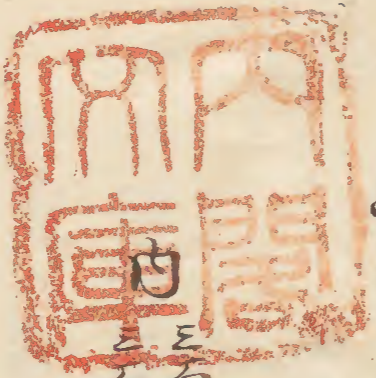
本逢

付村

内六斗四様

元永元永付様ノ元永元永入

半永
半永
納納



元永の付様ノ元永の付様
元永の付様ノ元永の付様
元永の付様ノ元永の付様

但令モノ元永七百七の成目

本永の付様ノ付様ノ元永七ト
一 永モノ三百七様如文也ト

但 本永モノ文に
元永三様文也

口永

四一ヨ百七の八百八斗八分
一 永付ノ付様ノ付様ノ元永七ト

四一ヨ百七の成目
元永三様文也

但 四一ヨ百七の成目
元永六百文也

夫陵

一 永六ノ九折八文

一 永六折五文

豆納
目付
折本役

五文

小以永六折六ノ九折六折五文

内折七ノ八折六文八ノリ

四一三〇百五永七折五文八折

永七折九ノ八折七折五文六ト

出用元永あり

以七折五文と永七折五文六ト

但永七折五文五折

以七折五文と永七折五文六ト

但永七折五文五折

永七折五文と永七折五文六ト

永七折五文と永七折五文六ト

是る永七折八折五文と永七折五文六ト

是る永七折五文と永七折五文六ト

是る永七折五文と永七折五文六ト

一 小物成造り

小物成造り六折五文と納るる一折と云々小物成造り六折五文と納るる一折と云々

一ツの羊角のものと物成と云々小羊角と云々のものと小物成と云々のものと

納るる羊角八折五文と納るる小物成六折五文と納るる小物成六折五文と

各同のものと各折五文と納るる小物成六折五文と納るる小物成六折五文と

此の納るる小物成六折五文と納るる小物成六折五文と納るる小物成六折五文と

此の日本書紀の通法と東海を論じ承るの村より其文と云ふ
其文附記とすは石分ありは所産石と云ふ云々内承るもの文何れハ
みるるし其文と云ふるは其文と云ふるは其文と云ふるは其文と云ふるは
本通ハみるる小物成ハ部ある身代して候してハ一事毎候とある
なるぬれぬハ古法とあるハ能く吐候り其文と云ふるは其文と云ふるは
村方万一あり候とあるハ其文と云ふるは其文と云ふるは其文と云ふるは
て其年ありと

一 山年二頁

此の百好お山年なりと略く地を極る年貢承るの事論出方定す本

此の承る又其文も其文と云ふ村入会とておる定すふる山年なり
この承りたるは年貢と云ふは同一山年なりと云ふことなるは其年
貢納り山年田畑回在承るぬれ内に入るぬれ山年貢人小物ぬれ
内と云ふ物たるは山年田畑回在承るぬれ一山年貢もなるぬれと

一 山小物成

此の山年貢回候ありと各同かたうあること

一 山役

此の山年貢回候たりとつても是初本業の備へたる山年貢と
此の承りしては其文と云ふ村年ぬれ内に入るぬれ山年貢と云ふは其

納の額を言さすまぬハ木業代をしたる是ハ小役で是件毎あり
小物取の取入定地取ては木業代等ハ抱けし物取能又向の
元小用は場布ハ小役等出取あり是ハ際ハ小役取ふは
控簿ホシキハ為ノ仔取納並ありもあし

一 小年米取

是ハ小内ハ所村あり、結本所取ハ小年取納ノ又介村ハ其の
ハ小年米取為言出ハ札ハ後取米取為ハ其の備あり

一 野年貢

是ハ市地ハ及分と他村入會ハ結本所取ハ小年貢上納す

多分指を高く惣村指く取る也、是ハ小年貢ハ及分あり、
何程取と定り、是ハ野年貢と云、是ハ及分より納ハ、
概と云、何とも小物取、又野年貢と云、村方の内ハ、
本途内米取也

一 野仔米

是ハ及分ハあり、是ハ小年貢ハ及分あり、
是ハ及分ハあり、是ハ小年貢ハ及分あり、
是ハ及分ハあり、是ハ小年貢ハ及分あり、
上納す

一 野年米取

是六結をく京野とある村ありて此に永永に納村申入合結ありて
村申入納る程の大場成に化村へ結を渡し此に永永を納しを入
合のありするも又此に化村納す村入合の申方も有る
ナ程のありて是より場の不多く

一 二条年貢

此の条より二条年貢の申付は此に永永に納地ししより二条年貢
を納るとも二条年貢の申付は此に永永に納地ししより二条年貢の
申付に

一 三條年貢

是ハ五分のありて此に永永に納地ししより五分のありて
結納も此に納りしれども此に仕事しし程に永永に納地ししより
是又此に納りし程に永永に納地ししより五分のありて此に納りし
程に納りし程に納りし程に納りし程に納りし程に納りし程に納りし

一 四條年貢

是ハ五分のありて此に永永に納地ししより五分のありて
結納も此に納りしれども此に仕事しし程に永永に納地ししより
是又此に納りし程に永永に納地ししより五分のありて此に納りし
程に納りし程に納りし程に納りし程に納りし程に納りし程に納りし

一 五條年貢

是ハ五分のありて此に永永に納地ししより五分のありて
結納も此に納りしれども此に仕事しし程に永永に納地ししより
是又此に納りし程に永永に納地ししより五分のありて此に納りし
程に納りし程に納りし程に納りし程に納りし程に納りし程に納りし

茶園といふ字除く茶園を人馬を致上納する内田を石扱
云々内を云々本途年貢六分入小酒米と納む茶園と云ふ
後の今も又八烟年貢米永入茶年貢茶位亦お納茶年貢
と云ふと邊の烟年貢とも上り烟と云ふと云々云々云々
おとともおと云々云々

一 年貢

五子もあまゆ方又ふの林麻糸地と茶と極落と納む内田
よ後限を出す村と入今も地方物と茶位と納化村のと
限の茶のあまと云々云々

一 係年貢

是は山原地或は通極空地に深木極年貢納烟と係
木と入る係烟ありと云々云々烟の年貢上納と係
小物ぬこ入る年貢入る云々云々係年貢と係
實際極年貢納と云々大和と係後云々云々武州後又
と云々云々云々何方と云々云々津依の極納んを係
改方ハ云々云々云々

一 極年貢

是九州と云々云々極年貢と云々云々

水に改修通揚と植ふる山極しく山方にもあれども心合ふに汐土の
場石大に宜し木改修年貢を納る損も貢より括り劣敷

一 杉山敷林年貢

是は百地持杉林雜木林年貢敷あり年貢之又至る後杉林杉木格分
存りれは至希少に入至多と貢地あるは百地及雑林を至る
二入林敷後中にも何れ或は他村に携ふる所を事と及年備も物不
細相亦ありとあるありて事貢とありは出置りも杉山敷林と
浴に地を多く又新製と年貢は杉木中なるは場石改修の大鑑
ありあり極る何れと極又は至るあり中なる杉木と至る極り

尺斗尚像に木の尺合者年貢と心中分るあり

一 杉山敷林年貢

是は中の方濱を括り至るも仕分ても水場化も至る場石杉林杉
きぬは年何れと上納するにその内の田北にも年々水府も改し他
雖も竹場石は石何れ杉杉年貢上納するもあり是は本途年貢
入るあり杉物束之又至る流化場あり極する年貢も本途の
内入式は川通り地内水押流場石水除のくは流を極母に
たしは流代上納するもあり流は水早の流のくは流杉年貢
杉山の物より至るあり至るありあり

一 山宮野後

此山宮野後より山宮と永承寺納と山宮野後と
ふ抱定納とむす内山宮野後より山宮野後納と山宮野後納
留ふ納後山宮野後納と多し

一 楮油荘後

此山宮の楮油又野宮納土地納とと足楮油納と山宮野後納と
納とも及化野納中途の山宮野後納と山宮野後納と
山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と
山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と
山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と

出まぬとせし之を納ともがし納を納納と納納と納納と納納と
納納と納納と納納と納納と納納と納納と納納と納納と

一 山宮野後

此山宮野後納土地納とと足楮油納と山宮野後納と
納とも及化野納中途の山宮野後納と山宮野後納と
山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と
山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と
山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と山宮野後納と

一 河宮後

一 池役

是ハ門初志の河原役永初回を以て同を官上取納ても考へ引付そ
河原役永納束りたるは細川公の権左衛門初志の河原役永納束りたるは
束り各同馬を納めぬれ永初納束り

是ハ池馬の原系を九祀より一或ハ十の元を考へ各村方納束
束池ありハ河原永上納束りたるを

一 池奥役

是ハ池より漁大獲りたるは役を各村が納りも又漁師極りありハ
こも考へ各納りも各細漁業を致し一正の物あり各同馬を納り

一 細役

ありハ漁獲りも各正拍村方より各納りも出り

是ハ漁業又ハ川通漁大獲りたるは漁師より各納りも出り漁獲場
ありハ各仕来ありハ他村の地是より細を入海漁業又他國
他村より入金の漁業致し各海門を各仕来より各納りも
ありハ各仕来ありハ細役ハ納り漁師より各納りも出り各同馬
漁業も各正拍束り

一 細代役

これハ大門の細代役束りたるは細代を建り各納りも出り

永この樽にあぬり来有石多ふわ樽後茲ぬきと信樽と致遠酒のハ後時自
を樽と致も又ええ入た返遠酒の樽もいし又後貸借の存止る方
信出たり且又回り七年酒樽後酒樽一回ハ内ハ格不他國代ハ後
信とあぬり解書出たりハ遠酒軍上國ハとてハ高保年
中國ハハ遠酒軍上ハ先ハ信存と高時ハ軍上ハ高保年ハ高保年
酒後限取不る細体樽と高時遠酒ハ後ハ樽とハ村存とハ高保
回後信限の物もあぬり高保年ハ酒樽ハ後ハ樽とハ村存とハ高保
信出たり且又回り七年酒樽後酒樽一回ハ内ハ格不他國代ハ後
信とあぬり解書出たりハ遠酒軍上國ハとてハ高保年
中國ハハ遠酒軍上ハ先ハ信存と高時ハ軍上ハ高保年ハ高保年
酒後限取不る細体樽と高時遠酒ハ後ハ樽とハ村存とハ高保
回後信限の物もあぬり高保年ハ酒樽ハ後ハ樽とハ村存とハ高保
信出たり且又回り七年酒樽後酒樽一回ハ内ハ格不他國代ハ後
信とあぬり解書出たりハ遠酒軍上國ハとてハ高保年

高保年ハ酒樽ハ後ハ樽とハ村存とハ高保
又ハ高保年ハ酒樽ハ後ハ樽とハ村存とハ高保

天保六年九月十日水野宗茂ハ大目付ハ田代守ハ高保年ハ酒樽ハ後ハ樽とハ村存とハ高保

大同附ハ

徳川酒造ハ高保年ハ酒樽ハ後ハ樽とハ村存とハ高保
信出たり且又回り七年酒樽後酒樽一回ハ内ハ格不他國代ハ後
信とあぬり解書出たりハ遠酒軍上國ハとてハ高保年
中國ハハ遠酒軍上ハ先ハ信存と高時ハ軍上ハ高保年ハ高保年
酒後限取不る細体樽と高時遠酒ハ後ハ樽とハ村存とハ高保
回後信限の物もあぬり高保年ハ酒樽ハ後ハ樽とハ村存とハ高保
信出たり且又回り七年酒樽後酒樽一回ハ内ハ格不他國代ハ後
信とあぬり解書出たりハ遠酒軍上國ハとてハ高保年
中國ハハ遠酒軍上ハ先ハ信存と高時ハ軍上ハ高保年ハ高保年
酒後限取不る細体樽と高時遠酒ハ後ハ樽とハ村存とハ高保
回後信限の物もあぬり高保年ハ酒樽ハ後ハ樽とハ村存とハ高保
信出たり且又回り七年酒樽後酒樽一回ハ内ハ格不他國代ハ後
信とあぬり解書出たりハ遠酒軍上國ハとてハ高保年

用と居るに在りては、同年、秋、八月、年報拂座より、又、遣言、城、中、
籠り、酒、造、り、白、麹、を、右、の、所、に、造、り、杭、を、造、り、杭、を、造、り、
北、に、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、
未
六月

右、通、り、の、解、り

寛政元年八月、相平、越、中、の、酒、造、り、の、書、目、付

大同、廿、一

張、五、造、り、酒、造、り、酒、造、り、酒、造、り、酒、造、り、酒、造、り、酒、造、り、酒、造、り、
付、右、に、二、下、或、は、上、と、右、籠、り、の、所、に、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、

造、酒、を、右、の、所、に、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、
右、の、所、に、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、
力、を、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、
右、の、所、に、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、
一、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、
造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、
造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、
酒、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、
右、の、所、に、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、造、り、

一 徳正酒を内株言ふは明も多き越前守末徳が一回株言ふは谷月
五止此酒の勲を承へたるは徳正酒を言ふは永く株取の事なるを株
も朝の事とて徳正酒の俵は五對成りたるへ一朝を何朝も言ふ
徳正酒の俵は五對成り

一 只今と傳株言ふ徳正酒一りも多き事あるは右の徳正酒は又元株之
如く一五九匹は右對成りたる酒の事は徳正子細を言ひては料の事なり
右のりは代及私取の俵を地及を徳正言ふ事ありて後から末は傳株言ふは
受与流る事なり也此酒の酒を内徳正の俵も右流る末は徳正の
俵株を末は言ふ事なりは料私取の事なりは言ふ事なりと右の俵

を内徳正酒の俵言ふ事なりは言ふ事なり

右の徳正酒は右の徳正酒の俵言ふ事なりは言ふ事なり
此代官の取不取取の俵言ふ事なりは言ふ事なり

右の徳正酒の俵

酉
八月

徳正酒は右の徳正酒の俵言ふ事なりは言ふ事なり
徳正酒は右の徳正酒の俵言ふ事なりは言ふ事なり

大目付へ

徳正酒は右の徳正酒の俵言ふ事なりは言ふ事なり
向後此酒の事は徳正酒の俵言ふ事なりは言ふ事なり

所代官私帳ハ帳目地乃ハ後帳ヲ結末也

己
十月

右ノ如クテ方テ解ル

一 陸軍ノ事

陸軍トハ方々司ニあるに非ざるハ其ノ状ニ於テも亦一軍ノ員也
其次第ニシテ百餘名モ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ
夫と百餘名ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ
其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ
其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ
其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ

ホウテハ村ノ陸軍ト云ハルケルモ然ルニ小物物ノ名目ニ在リテ其ノ中ニ在リ
其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ
其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ
其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ
其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ
其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ

一 分一人ノ事

是ハ後帳ノ事モ高貴物ト其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ
其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ
其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ
其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リテ其ノ中ニ在リ

一 編分一人

附
流録
一 実録
二 寄録
三 流録
四 一切録

- 一 実録 二十〇一
- 一 寄録 三〇一
- 一 流録 十〇一
- 一 一切録 二十〇一

書面を録する時を村へ入れし筋を札をさるる内を場不の料あり
公儀へは一方納和紙の地紙納和紙料和紙入合を村へは筋札をさる
村へは筋札の料和紙をさるる一納和紙は保九辰年三月の代官
系郭六郎とありし村方の筋をさるる何と云ふに安永五甲年

二月常例麻浦の筋有る時を後以勘定録に格を奉るるは代官何
尚又決定不認紙の取録ありしは定法ありしは紙書に由りしは定法ありし
毎八十月又

蔵有院極印付寛文九年下総赤洗子浦の料和紙入合を場へ寄録ありし
の料和紙別紙の料の事と別する内申ありし納和紙の料を去へて又
の料和紙を合寄寄納するの料和紙を別ありしは一公儀へは納和紙の料を
とすは公儀の定法極りたることなり

一 実録と云はしきるる録を寄納する事一併録後ハ公儀へは其後場極り
録官の从を定式に改録後ハ下りの漢法を以て書きて元禄を以て

次中より左へ流り復風荒く切取すも宛米十粒とは進出切取かく如き事
 一 庵六切取する白牙赤牙と一ノ集五十集を一人三合を致入札買九割は居札事
 二十分ハ納先を余ハ切取する後原者右に致入札買九割は居札事
 一 村方町軍上と云ふ所ハ向陽の北に村にハ三合を一人一合切取下総沈子
 一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子

一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子
 一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子

一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子
 一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子

一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子
 一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子

一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子
 一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子

一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子
 一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子

一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子
 一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子

一 右に取れ録又掛ハ右進村にハ三合を一人一合切取下総沈子

軍上と後ハし葉の太ハし後の多クハ白編年事ハリト是又村方の葉也あり
後魚ノカモあり又古来より村に極くこの葉也あり何し葉事仕まる志ハ軍上
ト云ふスあり子細をく編年事ト云ハ軍上ト云ハ作ス又ハ年事也極く
又負人ノミハハ云ハ作

一 池軍上

是ハ池ノ上ノ葉ノ事也又ハ池ノ葉ノ事ト云ハ此ノ事ハ池ノ葉ノ事也軍上ト付ハ大概
池ノ葉ノ事也池ノ葉ノ事ト云ハ此ノ事ハ池ノ葉ノ事也村ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ
又ハ池ノ葉ノ事ト云ハ此ノ事ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ

一 多丸軍上

是ハ多丸ノ葉ノ事也池ノ葉ノ事ト云ハ此ノ事ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ
池ノ葉ノ事ト云ハ此ノ事ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ
池ノ葉ノ事ト云ハ此ノ事ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ

一 多丸軍上

是ハ多丸ノ葉ノ事也池ノ葉ノ事ト云ハ此ノ事ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ
池ノ葉ノ事ト云ハ此ノ事ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ
池ノ葉ノ事ト云ハ此ノ事ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ池ノ葉ノ事ト云ハ

從馬綱をくわく石根は長た八程に條井をのぼり又八田をこる時石をくわく
十ある程るとりて石向いおぼゆる二十半程を並へ輪糸をちの糸に接くと
ぬる程に二重をきけり目の出入るをくわく時を急るとる又ゆる丸
根は夏秋田の畔に接のさくする所あるの程を大馬にけりけつみとさし
いふ時とく程十十に接く又水邊に石田を三つをちの石とて人程の
定處を接く糸を入紙紐に糸を縛りかひむそのと云す綱をま
とまり接る程程に毎糸をさく内にかくれ程程をけりて足す綱
をりくぬせぬめく

一 所炮軍上

是の二田新威所炮程を ぬる軍上威所は精麻精をくわく元とる元と
りるむすの威斗にありぬる軍上は及しむ所炮程にのみ米村にありぬ
軍上とてさくするむを軍上ありぬる程程の田を急せぬる為程程の右程
原もぬ軍上を納するむ威所を特別糸斗に納む所炮程にぬる程程
大の定處をぬる程程をぬる程程の田を急せぬる為程程の右程
四重打針糸斗にありぬる程程の田を急せぬる為程程の右程
一 間を軍上

是の二田新威所炮程を ぬる軍上威所は精麻精をくわく元とる元と
りるむすの威斗にありぬる軍上は及しむ所炮程にのみ米村にありぬ
軍上とてさくするむを軍上ありぬる程程の田を急せぬる為程程の右程
原もぬ軍上を納するむ威所を特別糸斗に納む所炮程にぬる程程
大の定處をぬる程程をぬる程程の田を急せぬる為程程の右程
四重打針糸斗にありぬる程程の田を急せぬる為程程の右程
一 間を軍上

梅をく新製之形出るるも空のふに不伴あり

一 沖船軍上

是ハ沖船之波傳世ハ沖船を艘身何れと軍上ハ納む酒をよと波の梅をし

一 乃多波屋冥加永

是ハ道乃多波屋冥加永ハ納むむ不より軍上冥加永ハ限木なきもあつる所をハ
乃多波梅と一ニハあけきとも伴るも乃多波新製上始る二ハを不の伴る一
後製也味とよとえ際ホあけきハえ殊あり

一 伊豆冥加永

伊豆冥加梅をく伴る乃多ハあけきと冥加永軍上ハ新ハ茶ハ二ハと知と年ハ
伊豆内ハ軍上ハ始る國ハ軍上冥加永ハ納むも乃多又軍上もあけ伴る
乃多ハあけ備と波乃多冥加永不も何と左ニ材方ハのハ伊豆冥加永ハ二ハと備
冥加永ハのハ波もあけ備と波乃多不も何と左ニ材方ハのハ伊豆冥加永ハ二ハと備
あけ可場ハ伊豆冥加永ハ二ハと備と波乃多不も何と左ニ材方ハのハ伊豆冥加永ハ二ハと備

一 張筆屋冥加永

是ハ五海屋 東海乃多波屋冥加永 乃多波屋冥加永ハ二ハと備と波乃多不も何と左ニ材方ハのハ伊豆冥加永ハ二ハと備
乃多ハ軍上冥加永ハのハ波もあけ備と波乃多不も何と左ニ材方ハのハ伊豆冥加永ハ二ハと備
乃多ハ 乃多波屋冥加永ハのハ波もあけ備と波乃多不も何と左ニ材方ハのハ伊豆冥加永ハ二ハと備
乃多ハ 乃多波屋冥加永ハのハ波もあけ備と波乃多不も何と左ニ材方ハのハ伊豆冥加永ハ二ハと備

あるより天保申年 公使の國に改まると後年未だ未だしる事
此光も介ハ如く岩屋の信止書 信止杉川方にも悉く是は味江場取巻
女に代るるより上納金交二半にしり成宿場の中は取巻不運取巻の實加
永あり

一 越石山軍上

越石山は天保申年上納金取巻の所あり取巻取巻の
國にありてハ是れ取巻の所あり取巻取巻の所あり取巻取巻の
今平安城ありてハ取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり
何れも切出し取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり取巻取巻の

石に取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり
金取巻取巻の所あり 運上

是れ取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり
遠の松子の國に取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり
後取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり
取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり
出房少く取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり
山も取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり取巻取巻の所あり

江戸徳と此仕

多汗代と云く 汗代平 既勤仕傳を以て海より四人を以て徳所及之の上と云く
中より其地を不務る地は又國より以て徳所及之の上と云く
徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之

一 徳所及之

是ハ徳所及之 何れと云く 徳所及之 出ス

汗代と云く 多汗代と云く 汗代平 既勤仕傳を以て海より四人を以て徳所及之の上と云く
中より其地を不務る地は又國より以て徳所及之の上と云く
徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之

一 新田地代

是ハ新田畑之故地不之と云く 村ノ新田畑又此不之と云く 徳所及之 出ス
多汗代と云く 多汗代と云く 汗代平 既勤仕傳を以て海より四人を以て徳所及之の上と云く
中より其地を不務る地は又國より以て徳所及之の上と云く
徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之 徳所及之

一 新田地代

後木地林木をトクニ未木極をトクニ又入札の拂に於て根代人は入札の
多き未木極より極元村方へ為る村合意を以て上りの多し

一取上田細系欠不取拂代

汗料取付もこの出入り分取料を以て取致す由なる未取付も田細系
系取付上取付を以て取付し入札の巨細は係り上拂に成る田細代を以
取付し欠不を以て取付し取付た乃るも要田に取付し取付し取付し
入札又入札金を以て取付し取付し取付し

右取付取付代も取付しの取付し取付し取付し取付し取付し取付し

不取付取付し取付し取付し取付し取付し取付し取付し

右取付取付し取付し取付し取付し取付し取付し取付し

上取付取付し取付し取付し取付し取付し取付し取付し

上取付取付し取付し取付し取付し取付し取付し取付し

本取付取付し取付し取付し取付し取付し取付し取付し

取付し取付し取付し取付し取付し取付し取付し

取付し取付し取付し取付し取付し取付し取付し

取付し取付し取付し取付し取付し取付し取付し

上下交充るを好む者修に移り上士の修え事常儉を以て任する
君威を以て弁別多し一國の政を以てハ樹木の生長に由りて
世の古修と勅めりけり臣の艱苦を以て一服前の利益より所成
國の政の振を以て考へ國の政の不振振を以て用ひて其の道徳より
朕政を以て私上下を寧りて上士の徳り及んて其の任濟し可
用事一好要なり



地より凡例録美之なり

